

令和3年第12回稲城市教育委員会定例会

1 令和3年12月14日、午前10時から、稲城市役所6階601・602会議室において、令和3年第12回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）

今泉 浩史

杉本 真紀子

吉田 伸幸

三戸 美代子

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 石田 昭男

教育指導担当部長 大川 優

教育総務課長 佐藤 知子

学務課長 町田 義信

指導課長 高橋 達也

生涯学習課長 奥谷 庸子

学校給食課長 佐藤 由美子

図書館課長 久野 由人

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎

教育総務課教育総務係 中島 由美

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第2 会期の決定

(3) 日程第3 教育行政報告

(4) 日程第4 第30号議案

「稲城市立学校施設使用条例施行規則」

(5) 日程第5 第31号議案

「稲城市立学校体育施設の開放に関する規則」

教 育 長 　ただ今から、令和3年第12回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

　それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、三戸委員にお願いいたします。

　次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長 　1 教育委員会後援名義について
2 寄附について
3 令和3年11月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
4 学校開放事業について（11月分）

学務課長 　1 不登校による欠席児童・生徒数について（11月分）
2 令和3年度就学時健康診断について
3 令和3年度児童・生徒数・学級数（令和3年12月1日現在）について

指導課長 　1 担当者事業について
2 推進事業について
3 研修事業について
4 その他について
5 教育センター関係について

生涯学習課長 　1 社会教育委員関係について
2 社会教育活動の振興について
3 芸術文化活動の振興について
4 成人式関係について

- 5 文化財の保護と普及について
- 6 生涯学習推進事業について
- 7 学校施設コミュニティ開放事業について
- 8 放課後子ども教室参加状況について（10月分）
- 9 公民館主催事業の実施状況について
- 10 i プラザの主な主催事業の実施状況について
- 11 生涯学習課利用統計について（公民館 11 月分、i プラザ 10 月分）

学校給食課長

- 1 施設見学会について
- 2 第 2 回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会場長会について
- 3 第 2 回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会給食運営管理研究部会について
- 4 第 5 回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について
- 5 東京ガス視察受入れについて

図書館課長

- 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
- 3 分館の主催行事について
- 4 巡回資料展示会について
- 5 資料展示について
- 6 城山体験学習館の主な事業について
- 7 地域との連携について
- 8 学校との連携について
- 9 図書館の利用状況について（11月分）

教 育 長

教育行政報告が終わりました。

それでは、日程第 4 第 30 号議案「稲城市立学校施設使用条例施行規則」を議題といたします。

本案につきましては、稲城市立学校施設使用条例の改正に伴い、使用申請方法等を見直すため、稲城市立学校施設使用条例施行規則の全部を改正する必要があるため、提案するものです。詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

教 育 長

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、初めに、第30号議案と第31号議案の二つの規則改正について概要から説明をさせていただきます。

学校管理施設の使用手続きにつきましては、来年1月8日より公共施設予約システムを導入するということで、先月の教育委員会で稲城市立学校

施設使用条例の一部を改正する条例の制定依頼についてご審議をいただいたところでございます。稲城市立学校施設使用条例につきましては、関係する規則といたしまして、第30号議案の稲城市立学校施設使用条例施行規則及びこの後ご審議いただく、第31号議案、稲城市立学校体育施設の開放に関する規則の二つの規則がございます。

条例の一部改正に伴いまして、この二つの規則について、学校体育施設の団体開放と個人開放に関する規則は、第31号議案の稲城市立学校体育施設の開放に関する規則に定め、それ以外の学校施設の使用に関する内容につきましては、第30号議案の稲城市立学校施設使用条例施行規則に定めるという整理をさせていただきました。また、様式につきましても申請が不許可となった場合、また申請内容を変更、取下げをした場合などの様式をそれぞれの規則に追加したことから全部改正としたものでございます。

それでは、第30号議案、稲城市立学校施設使用条例施行規則について説明をさせていただきます。資料につきましては、1ページから16ページ。議案関係資料1ページになりますので、そちらをご覧ください。

本案は先月ご審議いただきました、稲城市立学校施設使用条例の改正に伴い、使用申請方法等を見直すため、稲城市立学校施設使用条例施行規則の全部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、学校体育施設開放を除く学校施設の使用許可申請の手続きについて、一部見直しを行うものでございます。

具体的な内容でございますが、第1条で、目的について規定するものでございます。

第2条で、使用対象者について規定をするものでございます。

第3条で、使用頻度について規定をしております。

第4条から第7条まで、特例使用許可申請手続きについて規定するものでございます。

第8条から第10条まで、使用料の納付・減免・還付について規定するものです。

第11条で、使用日誌の提出について規定するものです。

第12条で、使用時間について規定するものです。

第13条から第16条まで、遵守事項、使用者の責任、管理責任及び事務の委任等について規定するものでございます。

施行期日等といたしまして、この規則は、令和4年1月8日から施行し、所要の経過措置を規定いたします。

説明は以上でございます。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明は終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

杉本委員。

杉本委員 第3条第2項にあります、規則第6条の規定による団体というのは、具体的にどれを指しているか、確認したいんですが、教えていただけますか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 こちら第3条の団体と申しますのは、学校の体育施設を利用するに当たりまして、事前に利用登録をしていただいている団体ということになります。第31号議案のほうに記載があるんですけども、第31号議案の第5条（2）の団体開放というところにあるんですけども、稲城市内に在住・在勤・在学をする10人以上の団体で、定期的に学校の体育施設を使うために、あらかじめ登録をしていただいている団体ということになります。
以上でございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 そうしますと、この第3条第2項の冒頭のところに記載のある規則第6条の、この規則というのはどの規則を指しているんでしょうか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 この規則というものにつきましては、第1条の目的のところ、稲城市立学校体育施設の開放に関する規則で、以下規則ということで記載をさせていただいております。
以上でございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 はい。理解できました。
そうしますと、第1条に書いている「以下規則とする」というふうに記載してありますので、この後「規則」というと、この第31号議案のほうにある「稲城市立学校体育施設の開放に関する規則」を指すという、そういうふうに読み取っていただければいいわけですか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 理解できましたけれど、市民の方向けにアナウンスするときにはこの辺、

私も今、こっち行ってあっち行って見比べてやっと理解ができたところですので、もう少し分かるようにお示しただけであればありがたいと思いますので、今後よろしくお願いします。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 市民の方に分かりやすくしたいと思います。今後手引きなども発行する予定でありますので、分かりやすく規則に準じた内容にしていきたいと考えております。

以上でございます。

教 育 長 ほかに。
今泉委員。

今泉委員 通知書とか、場所とか、いろいろあるかと思うんですけども、6ページとか8ページとか、その中の9ページ以降のところにあるんですけども、下のところで1、2、3ということで、審査請求とか処分の取消しの訴え等とあるんですけども、その辺りというのは、何か市としても根拠を持って行うという形なのか・否かなのか、その辺りを教えていただいてよろしいでしょうか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 こちらの通知書関係につきましては、この規則に基づいた様式になります。許可については、行政処分の対象となりますので、このような教示文をそれぞれの様式に記載しているものでございます。内容につきましては、市で定めている内容に準じているということでございます。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 そうすると市で定めている何かしらの根拠条例がある、それとも行政不服審査法とか、そっちの法に基づいたものになるんですか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 こちらの記述については、法に基づく記載内容となっております。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 承知いたしました。

じゃあ、そういった行政不服審査法とか行政事件訴訟法とかその辺に基づいてということで理解してよろしいですか。

教育総務課長 そのとおりでございます。

今泉委員 はい、承知いたしました。

教育長 ほかに。
杉本委員。

杉本委員 このように規則を二つに分けて整理されたというのは、さっき分かりにくいと言っていたところなんですけど、そういう点では分かりやすいと思います。特に、第2条のように使用対象者を明記されたということについては、大変このところは市民の方もこういう団体だからどんどん使えるんだという、そういったことが、はっきりするということは、市民にとっても、また、学校にとっても使いやすい規則をつくっていただいているなというふうに思っています。

一つ、それを踏まえながらの質問なんですけれど、学校現場にいますと、誰が学校を使いに来るのかなということと同時に、どんな目的で使うのかなということも非常に気になります。恐らく校長先生方は、貸し出すときにそのところをいつも気にされると思います。そういったところから使用の目的ということについては、どこかで、許可をする、ジャッジをするような基準というのはあるんでしょうか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 学校の施設でございますので、やはり、公共的な意味合いのある活動内容になるかと思えます。その辺りにつきましては、第2条の使用対象者のところに、次に掲げる対象の活動を目的とするということですので、こちらの(1)から(4)に定めのある記載の活動ということで、判断をしていくところでございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。この第2条をもって、どのような使い方をされるかというところも確認していくというふうに理解いたします。よろしく願いいたします。

教育長 ほかに。
三戸委員。

三戸委員 同しく第2条の使用対象者について伺います。

このような制度は、運用で行われていたとありましたが、このような使用対象者の場合、使用料等についてどうなるかということをお教えください。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 使用料につきましては、第9条、使用料の減免というところで定めてございます。

こちらのほうで、(1)から(4)のところでは定めがございまして、この第2条の、この目的で利用いただける方であれば、減免ということで使用料はかからずにお使いいただけるような内容となっております。

以上でございます。

教育長 三戸委員。

三戸委員 ありがとうございます。

確認ですが、運用の際もこのような減免で。

教育総務課長 はい。

三戸委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 ほかに。

今泉委員。

今泉委員 2ページ、第3条のところなんですけど、第3条第2項ですね。規則第6条の規定による団体は、規則により学校施設を使用するときは1年度に二日までとするというふうになっているんですけども、これは、例えば、第2条のどれかしの団体が利用するに当たっては、年度で二日しか使えないよという形で、原則では明確に認めないという形よろしいんでしょうか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 こちらの使用頻度につきましては、規則第6条ということですので、学校の体育施設を使うあたり、事前に利用登録をしている団体になります。その団体につきましては、いつもの通常の活動のほか、特に事前に予約の必要がある、例えば大きな大会を開催するとか、そういった使い方につき

ましては、年2回というふうに定めております。そのほかの第2条の使用者の対象にある、利用登録団体以外の団体につきましては、継続的な使用は認めないとするものの、特に年2回と定めているわけではないということと理解いただければと思います。

以上でございます。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 はい、承知いたしました。ありがとうございます。

教 育 長 ほかに。
杉本委員。

杉本委員 基本的な質問かもしれませんが、すみません。

5ページの第13条の遵守事項なんですけれど、「施設管理者の指示に従わなければならない」とありますが、ここでいう「施設管理者」というのは、誰を具体的には指すのでしょうか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 こちらの施設管理者につきましては、学校長になります。
以上でございます。

杉本委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

教 育 長 ほかに。
今泉委員。

今泉委員 細かいところで申し訳ないです。この施行規則ってこれで完成になっていくのでしょうか。というのは、細かいところで申し訳ないんですけど、4ページの第9条の第1項(4)、お尻のところ「認めるとき、2分の1減額又は免除」というところの「2」の前が空いているような気がするんです。というところだけ。意見です。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 使用料の減免、第9条のところを見ていただきますと、何々するときの後に1文字空けています。この例にのっとりまして、(4)につきましても、「認めるとき」の後に1文字空けているというところになります。

今泉委員 承知いたしました。

教育長 ほかに。
よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

教育長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより第30号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。
よって、第30号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第5、第31号議案「稲城市立学校体育施設の開放に関する規則」を議題といたします。
本案につきましては、稲城市立学校施設使用条例の改正に伴い、稲城市公共施設予約システムによる申請を可能とするため、稲城市立学校体育施設の開放に関する規則の全部を改正する必要があるため、提案するものです。
詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。
教育総務課長。

教育総務課長 第31号議案「稲城市立学校体育施設の開放に関する規則」について説明をさせていただきます。
資料17ページから32ページ、議案関係資料3ページをご覧ください。
本案は、第11回教育委員会定例でご審議いただきました、稲城市立学校施設使用条例の改正に伴い、稲城市公共施設予約システムによる申請を可能とするため、稲城市立学校体育施設の開放に関する規則の全部を改正するものでございます。改正内容でございますが、第1条で、目的について規定するものでございます。
第2条で、開放区分について規定するものでございます。
第3条で、開放施設について規定するものです。
第4条で、開放日時について規定するものです。
第5条で、利用の対象者について規定するものです。
第6条から第8条に、団体登録手続きについて規定するものです。
第9条から第11条に、利用の手続きについて規定するものです。
第12条で、指導員の設置について規定するものです。
第13条で、使用日誌の提出について規定するものです。

第14条で、委任について規定するものです。

施行期日等につきましては、この規則は、令和4年1月8日から施行し、所要の経過措置を規定するものでございます。

説明は以上でございます。

教育長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

今泉委員。

今泉委員 質問です。利用の対象者、第5条のところなんですけれども、(1)個人開放については、市内在住、在勤又は在学する者とする。ただし、16歳未満の者が個人開放を利用するときは、保護者又は成人が付き添うことを条件とすることなんですけれども、保護者又は成人が付き添うというのはどういうふうにこれ確認していくんでしょうか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 個人開放の際には、指導員が必ずついてございますので、こちらの指導員のほうが確認をしているところでございます。

教育長 今泉委員。

今泉委員 そうすると指導員のお名前もどこかに書いているという認識でよろしいんでしょうか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 指導員の方につきましては、教育総務課のほうにご報告をいただいている指導員さんになります。

教育長 今泉委員。

今泉委員 承知いたしました。事前にもう分かっているということですね。はい、ありがとうございます。

教育長 ほかに。
よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
 これより第31号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

教 育 長 挙手全員であります。
 よって、第31号議案は原案のとおり可決いたしました。
 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。
 これにて閉会といたします。お疲れさまでした。

(午前10時40分閉会)